

大相撲立行司の紫房再訪

根 間 弘 海*

1. 本稿の目的¹

立行司の紫房についてはこれまでもいくつかの異なる視点で調べ、拙著の中で公表してきた²。ときには未解決な課題があることも指摘した。本稿でもまた、異なる視点からその紫色を調べ、新しい知見を提示している。テーマが同じ「紫房」であるため、内容がしばしば重複することがある。以前問題になっていたことを解決したり、以前気がつかなかったことを新しく指摘したりしている。

本稿の目的は、9代木村庄之助から15代木村庄之助のうち³、どの木村庄之助が紫房を許されたか、それはいつ頃だったかを調べることにある。木村庄之助の紫房に焦点を当てているが、ときには式守伊之助の紫房についても触れている。

本稿で具体的に指摘するのは、主として、次の点である。

- (1) 9代庄之助に続いて、12代庄之助も紫房を許されていた⁴。これまでは9代庄之助の紫房の次には、13代庄之助に紫房が許されたとしてきたが、実は12代庄之助にも許されていた可能性があることがわかった。それを裏づける錦絵が見つかったのである⁵。

*専修大学名誉教授

- (2) 13代庄之助に紫房が許されたことは錦絵でも文字資料でも確認されているが、それが「紫白房」なのか「准紫房」なのかを巡っては意見が分かれる。「准紫房」だったとしても、最初は「紫白房」だったに違いない。本稿では、13代庄之助は「准紫房」をずっと使用していなかったと改めて主張する。
- (3) 初代から5代伊之助までは紫白房を許されていない。紫白房を初めて許されたのは6代伊之助である。それも横綱土俵入りを引くときだけである。それ以外は朱房を使っている。そのため、錦絵では朱房と紫房が描かれている。横綱土俵入りのときの紫房は「黙許」だったかもしれない。
- (4) 14代木村庄之助の「紫白房」は明治15年7月付の「御請書」に従い、明治16年1月場所からだとしている。14代庄之助は明治14年1月に主席になったが、それまで主席の6代伊之助と同様に「朱房」だった。しかし、明治15年7月以前でも、またその後でも、錦絵では朱房と紫房で描かれていて、どれが事実在即しているのか判断が難しい。
- (5) 15代木村庄之助の「准紫房」は明治30年2月に授与されたと指摘されることがある。正式にはそのとおりに違いないが、15代庄之助はおそらく、横綱西ノ海が誕生した明治23年5月から黙許で「准紫房」を使用している。その後も横綱土俵入りだけでなく、常時「准紫」を使用していたが、明治30年2月に正式に吉田司家より許されている。また、拙著ではこれまで15代庄之助に紫白房を許されたのは明治20年としていたが、改めて19年であることも指摘する。19年に描かれた錦絵があり、その中で庄之助の房が紫色で描かれている。
- (6) 江戸時代、紫色は「禁色」だったので、最高位の行司でも「朱房」しか許されなかったとよく指摘されることがある。ところが、『古今相撲大全』（宝

暦13年)には行司の吉方兵庫や文化期の木村玉之助にも「紫房」が許されているし、文政期の9代庄之助、弘化期から嘉永期の12代庄之助、嘉永以降の13代庄之助にも「紫白房」が許されている。なぜだろうか。本稿では問題を提起する。

なお、紫房については主に次の拙著でも扱っている。

- (1) 『大相撲行司の伝統と変化』(2010)の第4章「明治43年以前の紫房は紫白だった」と第9章「明治30年以降の番付と房の色」
- (2) 『大相撲行司の房色と賞罰』(2016)の第2章「軍配の房色」と第3章「明治の立行司の紫房」
- (3) 『大相撲立行司の軍配と空位』(2017)の第1章「紫房の異種」、第2章「准立行司と半々紫白」、それに第3章「文字資料と錦絵」
- (4) 『大相撲立行司の名跡と総紫房』(2018)の第1章「紫白房と准紫房」、第2章「錦絵と紫房」、それに第3章「総紫の出現」

次の拙著では紫房に関する簡単な解説がある。

- (1) 『大相撲行司の世界』(2011)の「行司の装束と持ち物」
- (2) 『詳しくなる大相撲』(2020)の「話題12 現在は存在しない半々紫白の房色」

本稿では木村庄之助の紫房について焦点を当てているが、実は、その軍配房についてはこれらの拙著の中でかなり扱っている。そのため、本稿ではすでに発表したことをあまり繰り返していない。たとえば、紫房には厳密には総紫、准紫、(真)紫白、半々紫白があるが、拙著の中でそれについては繰り返し言及している⁶。細かく分類しないときは、すべてを「紫

房」として扱う。本稿では、紫房の異種（つまり4種類）について詳しく説明することはない。

2. 12代木村庄之助の紫房

これまで紫房を許された木村庄之助は9代が初めてだと指摘してきた。その紫房は『角觥詳説活金剛伝』（文政11年〈1828〉）で確認できた。それには「団扇紫打交之紐」という記述がある。それは、おそらく、紫糸と「白糸」が混じった「紫白房」に違いない。その後、紫と「白」以外の別の色を混ぜた軍配房は見当たらないからである。『角觥詳説活金剛伝』以前に「紫白房」を許された立行司は見つかっていないことから、9代庄之助が最初に紫白房を許された庄之助となる。しかし、その紫白房が写本出版の文政11年に授与されたのか、それ以前に許されていたのか、正確な年月は不明である⁷。

これまで、9代庄之助の次に「紫房」を許されたのは13代庄之助だとされている。拙著でもそのように指摘してきた。ところが、それは正しくないことがわかった。12代庄之助が登場する錦絵があり、軍配房が「紫」で描かれているのである⁸。

- ・ 秀の山と剣山の取組を描いた錦絵、豊国（三代）画、行司・木村庄之助。相撲博物館編『大相撲錦絵』（p.158）、徳間書店、2017年。

錦絵では「秀の山」となっている。房色の「紫」は、実際は、紫白房に違いない。最初は、紫白房が許されるからである。江戸時代は最初から「准紫房」を許すことはなかった。「准紫房」が授与されたのは、明治20年代に入ってからである⁹。ここで問題になるのは、12代庄之助の「紫房」は本当に許されたかどうかである。それを保証する裏づけは、今のところ、

この錦絵一枚しかない。他の錦絵もないし、文字資料もない。裏付ける証拠としては甚だ心細いが、この紫房は真実を正しく描いていると判断している¹⁰。

状況証拠から推測すれば、この「紫房」は事実を正しく反映しているに違いない。というのは、当時、「紫」を軽々しく使うことはなかったはずだからである。絵師はそのことをよく認識していたはずだ。「紫」以外に、「朱房」があったことは十分認識していたのに、わざわざ「紫」で描いているのである。

さらに、12代庄之助は当時、常に「紫白房」を使用していたに違いない。というのは、この錦絵は「取組」を描いているからである。横綱土俵入りを描いてあるならば、その土俵入りを引くときだけの特別許可だったと見なすこともできる。9代庄之助も取組を描いた錦絵があり、紫白房を常に使用していたことがわかる。12代庄之助もそれと同じである。

12代庄之助の紫白房で問題になりそうなのは、その色を確認できる他の錦絵や文字資料が見つかっていないことである。これは確かに弱点である。12代庄之助の軍配を描いた錦絵が他に見つかり、房色が紫であれば、本稿の判断が正しいことを保証する助けとなる。その期待に反して、「朱房」で描かれた錦絵が見つかったらどう解釈するのか。その場合は、なぜ「紫房」で描かれた錦絵があるのか、改めて問い直さなければならない¹¹。今のところ、12代庄之助は紫白房を許されていたと結論づけておく。

3. 13代木村庄之助と8代式守伊之助の紫房

13代庄之助の紫房は元治元年冬場所の頃に許されていることは拙著の中でも指摘している。その紫房が許された正確な年月は必ずしも明白でないが、その頃に許されたことは確かだ。最初は紫房なので、厳密には「紫白房」である。これは、次の新聞記事でも確認できる。

- ・『東京日日新聞』の「相撲だより<相撲行司の軍配>」（明治32年5月18日）¹²
「相撲行司の軍配は元来赤房が例なりしが、13代目木村庄之助のとき初めて肥後司家吉田追風より紫白の免許を請け、（中略）一昨年死去せし15代木村庄之助は同家より紫房の免しをうけ、（後略）」

この記事では、13代庄之助が初めて「紫白房」を許されたとあるが、これは事実と異なる。というのは、9代庄之助と12代庄之助がすでに「紫白房」を許されていたからである。9代庄之助の「紫白房」は文字資料の『角觚詳説活金剛伝』で確認できるし、錦絵でも確認できる。他方、12代庄之助の紫房（厳密には紫白房）は、先にも述べたように、錦絵で確認できる。

次の新聞記事では、歴代の木村庄之助は「准紫房」を使用したとある。

- ・『読売新聞』の「西の海の横綱と木村庄之助の紫紐」（明治25年6月8日）¹³
「木村庄之助は代々家柄に依り軍扇に紫紐を用いるといえども（但し白2，3本打交ぜありという）、熊本興行中は司家に対し相あいほほか憚り紫白打交ぜの紐を用いたりしもこの日（4月7日：本稿注）西の海の位に伴われ横綱方屋入り（土俵入り：本稿注）を曳きいる行司なればとて、当日限り紫紐（准紫房：本稿注）の允許あり。（後略）」

9代庄之助、12代庄之助、および13代庄之助は最初から「紫白房」を許されているが、後で「准紫房」も許された形跡は見当たらない。この記事にあるように、木村庄之助は代々「准紫房」を許されていない。すなわち、この記事は事実と反する。「准紫房」が許されたのは、15代庄之助が初めてである。

次の新聞記事にも13代庄之助の「紫房」のことが述べられている。文脈から察すると、それは「准紫房」を意味している。

- ・『報知新聞』の「行司の紫房、司家より庄之助らに許可」（明治32年5月18日）
 「〈行司紫房の古式〉 相撲行司の所持する紫房は、古より難しき式法のあるものにて、これまでこれを許されしは、13代木村庄之助が肥後の司家吉田追風より許可されしを初めとし、これよりのち本式の許可を得たる者なかりしに、先頃死去したる15代木村庄之助が、再びその許可を得たり。されどこは単に相撲協会より許されしにて、吉田追風より格式を許されしにあらざりしが（後略）」

15代庄之助の「紫房」は二度目であり、吉田司家から許されていない「黙許」だとしていることから、13代庄之助の「紫房」は「准紫房」である。もしその解釈が正しければ、この「准紫房」は事実を正しく反映していないはずだ。確かに、13代庄之助は最初「紫白房」を許されているが、後で「准紫房」を許されたという形跡はない。つまり、最初から最後まで「紫白房」のままだったのである。また、13代庄之助が「紫白房」を初めて許された庄之助だと解釈すれば、それも事実と反する¹⁴。9代と12代庄之助にすでに紫白房が許されていたからである。

この記事によると、15代庄之助の「准紫房」はまだ吉田司家から許可されていない。紫白房は明治19年にはすでに許されている。その後、15代庄之助は「准紫房」を「黙許」で使用している。しかも明治30年2月、「准紫房」が正式に吉田司家から許されている。それは当時の新聞だけでなく、他の資料でも確認できる。なぜこの新聞記事（明治32年5月18日）で、15代庄之助の「准紫房」が吉田司家から許されていないと書いてあるのか、その理由がわからない。この記事では13代庄之助の「紫房」を「准紫房」と解釈しているが、それは誤解である。つまり、実は「紫白房」であった。

13代庄之助が「紫白房」を許された後、それに追隨して6代伊之助にも「紫白房」が許されている。但し、条件付きである。すなわち、横綱土俵入りのときだけ、「紫白房」が許されている。ということは、そうでない

ときは、「朱房」を使用した。

当時、横綱が二人、雲龍久吉と不知火光右衛門がいた。紫房（紫白房）を許されていた13代庄之助が横綱土俵入りを引くのに合わせ、朱房だった6代伊之助にも横綱土俵入りを引くときだけ、特別に紫房（紫白房）の使用を許している。横綱土俵入りでは「草履」が条件のはずだが、その当時、どういうわけか「紫房」になっている。6代伊之助は朱房であっても、草履を履いていれば、横綱土俵入りを引くのに何の遜色もないはずである。6代伊之助に特別に「紫房」を許したことは、次の新聞記事に見られる。

- ・『読売新聞』の「式守伊之助と紫紐の帯用」（明治30年2月10日）

「(前略) 式守家が紫紐を用いたる先例は今より三代前の伊之助が特許されしより外さらになく、この時の如きも当時東に雲龍久吉という横綱ありたりしに、また西より不知火光右衛門現れ、東西横綱なりしたため、東は庄之助(13代：本稿注)これを引き、西は式守伊之助が引くという場合よりして、(後略)」

式守伊之助は6代のとき初めて、紫白房を許されている。それも横綱土俵入りを引くときだけである。それ以外では朱房を使用している。横綱雲龍の最終場所は元治2年春場所なので、春場所以降は紫房を使用していないことになる¹⁵。それが事実かどうかはまだ確認していない。元治2年春場所以降に描かれた錦絵でどの色で描かれているかを調べる必要がある。本稿ではそこまで調べていない。

『大相撲立行司の名跡と総紫房』（pp. 42-5）では、6代伊之助は元治2年春場所で紫房を使用したとするのが自然だと書いてあるが、両横綱が登場した元治元年冬場所からとするのが正しいかもしれない。というのは、両横綱が登場するのは場所前にすでにわかっていたことであり、東西横綱の土俵入りでは庄之助と伊之助が必要だということもわかっていたからである。元治元年冬場所と元治2年春場所のうち、どちらが正しいかを解決

するには、資料となる錦絵が見つかることである。そのような年月を判別できる錦絵が存在するかどうか、今のところ、わからない。

6代伊之助は明治10年1月から13年5月まで主席行司だったが、そのあいだずっと朱房だった。つまり、首席であっても紫房（つまり紫白房）を許されていない。14代庄之助は6代伊之助が首席であるあいだ、紫房を許されていない。14代庄之助の紫白房を文字資料で確認できるのは、明治15年7月日付の「御請書」がある¹⁶。錦絵ではそれ以前でも紫白房を確認できるが、朱房の錦絵もあり、いずれが真実なのか、今のところ、不明である¹⁷。

4. 明治15年7月付の「御請書」

拙著ではたびたびこの「御請書」に言及し、14代庄之助は「紫白房」を許されていたと指摘している。しかし、この「御請書」には真実と違う房色や草履が許している行司が何人かおり、それをそのまま全面的に信頼できないことも指摘している。

たとえば、木村庄五郎と木村誠道はこの「御請書」によれば、「方屋上草履」を許されているが、両行司は二人とも明治16年春には草履を履いていないはずだ。「御請書」の日付を考慮すれば、次の本場所は16年春場所となる。「御請書」によると、木村庄五郎と木村誠道にはともに草履が許されているが¹⁸、木村庄五郎は明治18年7月、木村誠道は明治29年3月、草履は正式に許されている¹⁹。明治16年に草履が許されたなら、特別の状況下しかありえない。どのような状況下なのか不明だが、たとえば、横綱土俵入りを引くときとか、地方巡業などで二人より地位の高い行司がいなかったときなどかもしれない。そのような行司がいることから、「御請書」を全面的に信頼できなかった。しかし、何らかの条件が別紙に記されてあったなら、信頼できる文書である。

「御請書」を再び読み直して気づいたことがある。これには「前書きの通り」という条件が付いているにもかかわらず、それをこれまで軽く見ていたことになる。その条件が何であるかは今でもはっきりしないが、付随して別紙に条件が書いてあったに違いない。それが文献には記されていない。その条件があったことを認めれば、この「御請書」は本物である。「御請書」が本物であることは、状況証拠に基づく。

- ・『本朝相撲之司吉田家』（肥後相撲協会，大正2年）

「明治15年4月復々上京シテ、東京相撲年寄、相撲行司等ト会シ、今後ハ必ス故例旧式ヲ守リテ、コレニ準拠スベキ旨ヲ契約シ、コレヲ東京警視庁ニ伺イシニ、時ノ総監樺山資紀氏ヨリ契約ノ通り何ラ成規ニ触レルコトナシトノ指令ヲ得テ七月帰熊ス。コレヨリ我が相撲ノ道、旧ノ如ク復興スルニイタレリ。」
(pp. 21-2)

これと同じ内容の記述は、たとえば荒木精之著『相撲道と吉田司家』の「吉田司家年表」(p. 199) や吉田長孝著『原点に還れ』(pp. 34-6) にも見られる。

14代庄之助と7代伊之助の二人に限定すれば、「前書きの通り」という条件は問題にならない。「御請書」に記された項目がそのまま通用するからである。14代庄之助は「紫白内交紐、熨斗目、麻上下、方屋上草履」とあり、7代伊之助は「方屋上草履、紅紐」とある²⁰。なお、この14代庄之助と7代伊之助の代数は「御請書」の日付から割り出したもので、「御請書」には示されていない。

14代庄之助の在位期間は明治10年1月から明治18年1月である。明治17年5月に亡くなっているので、18年1月の番付記載は「死跡」である。明治10年1月から明治13年5月までは6代伊之助が首席で、庄之助は次席だった²¹。6代伊之助が明治13年9月に亡くなり、庄之助が14年1月番付

から主席になった。6代伊之助は亡くなるまで朱房だったが、14代庄之助もそれまで朱房だった。

「御請書」によれば、14代庄之助は「紫白房」を許されていることから、それは16年春場所からということになる。問題は、14年1月から16年1月まで「朱房」のままだったのか、それとも「紫白房」だったのかである。錦絵を見るかぎり、朱房で描かれていることもあるし、紫白房で描かれていることもある。どれが事実を描いているのか、はっきりしない。

- ・ 明治11年4月、境川横綱土俵入之図、国明筆、行司・木村庄之助（朱房）、出版人・山本与一、個人所蔵／相撲博物館所蔵。
- ・ 明治14年5月、「豊歳御代之栄」（梅ヶ谷と若嶋の取組）、安次画、行司・木村庄之助（紫房）、出版人・松木平吉、相撲博物館所蔵²²。

14代庄之助は首席になり、紫白房を許されたのだろうか。「御請書」以前の「紫房」なので、これについては明確な判断ができない。横綱土俵入りのため特別の許可を受けていたなら、紫房でも不思議でないが、取組を描いているとなると、常に使用していたことになる。その辺の事情がはっきりしない。

明治16年以降であっても、不思議なことに、ほとんどの錦絵では朱房で描かれている²³。

- ・ 明治17年4月1日、画題なし、西ノ海と大鳴門の取組、行司・木村庄之助（朱房）、出版人・松木平吉、個人所蔵／相撲博物館所蔵。
- ・ 明治17年5月19日、「御浜延遼館於テ天覧角觥之図」（大達と梅ヶ谷の取組）、国明画、行司・木村庄之助（朱）、出版人・山本与一、個人所蔵／相撲博物館

所蔵。

錦絵を見るかぎり、「御請書」は間違っていると思いたくなる。明治16年後に描かれた錦絵で、14代庄之助がなぜ朱房で描かれているのか、その理由がわからない²⁴。

このように、朱房で描かれている錦絵もあれば、紫房で描かれている錦絵もある。「御請書」に従えば、少なくとも明治16年以前は「朱房」のはずである²⁵。錦絵の房色を見るかぎり、14代庄之助は「御請書」に従っていない。しかも横綱土俵入りだけでなく、取組を裁いていても朱房で描かれている²⁶。なぜそうなっているかは、今のところ、謎である²⁷。同一行司が同じ時期に朱房と紫房で描かれていると、いずれかが真実を描いていないと判断するのが自然である。

5. 15代木村庄之助の「准紫」

15代庄之助は「准紫房」を明治30年2月に許されている。

- (1) 『読売新聞』の「式守伊之助と紫紐の帯用」(明治30年2月10日)

「(前略)紫紐房は木村庄之助(15代:本稿注)といえども、房中に2, 3の白糸を捫り交ぜ帯用することなれば(後略)」

- (2) 吉田長孝著『原点に還れ』

「江戸時代は吉田追風家門弟である木村庄之助には、軍配の総の色は緋総「深紅色」を授与していた。当時、紫総は禁色で、吉田追風家の団扇にだけ認められていた。その後、明治三十一年、十五代木村庄之助に対し二十三世追風善門が初めて紫分の団扇として紫総を授与し、それ以降今日に至っている。」(p.135)

15代庄之助は明治19年に「紫白房」を許されている²⁸。これは当時の錦絵で確認できる。この「紫白房」の後で、「准紫房」は改めて許されたことになる。『原点に還れ』ではあたかも「総紫房」が許されたかのように書いてあるが、それは事実には即していない。総紫房が許されたのは、正式には明治43年5月である。それまでは、「准紫房」だったのである。それは次の文献でも確認できる。

- ・ 三木貞一・山田伊之助共編『相撲大観』（明治35年）

「紫房は先代専大木村庄之助（15代：本稿注）が一代限り行司宗家、肥後熊本なる吉田氏より得免されたるものにて現今の庄之助及び瀬平もまたこれを用いるといえども、その内に1, 2本の白糸を交えおれり。」(p.300)²⁹

准紫房が15代庄之助に初めて許されたのは確かだが、それは明治30年2月である。『原点に還れ』では「明治31年」となっているが、それは事実と異なる。15代庄之助は明治30年9月に亡くなっているため、死亡後に准紫房が許されるはずがない。これは勘違いによるミスかもしれない。不思議なことに、荒木精之著『相撲道と吉田司家』（p.200）や柘岡智・花坂吉兵衛共著『相撲講本』（p.655）でも「明治31年」と記されている³⁰。事実を確認していないことに起因しているかもしれない。

15代庄之助が正式に「准紫房」を許されたのは明治30年2月だが、実は、それより以前から「准紫房」を使用していた。それは次の新聞記事でも確認できる。

- ・ 『読売新聞』の「西の海の横綱と木村庄之助の紫紐」（明治25年6月8日）

「木村庄之助は代々家柄に依り軍扇に紫紐を用いるといえども（但し白2, 3本打交ぜありという）、熊本興行中は司家に対し相^{あいはばか}禪り紫白打交ぜの紐を用いたりしもこの日（4月7日：本稿注）西の海の位に伴われ横綱方屋入り（土

俵入り：本稿注）を曳きいる行司なればとて、当日限り紫紐（准紫房：本稿注）の允許あり。続いて同興行中は苦しからずとの特許ありたるため自然黙許のごとくなりたるが、今回の両国大場所も同じく紫紐（准紫房：本稿注）を用いる由（後略）」

この「紫紐」は厳密には「准紫房」だが、「黙許」となっている。つまり、正式の免許を受けたものではない³¹。明治23年5月には西ノ海横綱土俵入りで「准紫房」を黙許され、それが25年の熊本巡業でも続いていた。つまり、23年以降25年までずっと「准紫房」を黙許で使用していた。恐らく、この「准紫房」使用の黙許は明治30年2月に正式に許されるまで継続されていたに違いない。最初は横綱土俵入りだけの特別許可だったが、それ以外でも常時使用したようである。

15代庄之助が明治25年当時の西ノ海横綱土俵入りのとき、特別に「准紫房」を黙許で使用していたことは次の記事で確認できる。

- ・『読売新聞』の「寸ある力士は太刀冠りに頭を打つ」（明治25年7月15日）
「本年（明治25年：本稿注）四月下旬、東京力士西の海嘉次郎が肥後国熊本に赴き、司家吉田追風氏より横綱及び方屋入りの節、持太刀の直免許を受けたるに付き、行司木村庄之助もこれに伴れて司家より相撲故実三巻を授与し、特に横綱を率いる行司の事にしあれば、紫紐（准紫房：本稿注）をも黙許されたるが（後略）」

「准紫房」の使用は明治23年3月に始まり³²、明治25年を経て、明治30年まで黙許で続いていたことになる。「准紫房」の使用だけに焦点を当てれば、黙許であったが、明治23年から使用されていたと主張することもできる。したがって、「准紫房」に関しては、次の二つがあると言ってもよい。

- 准紫房の使用について
 - (a) 准紫房は黙許で明治23年から使用されていた。
 - (b) 准紫房は明治30年2月に正式に許された。

これまでは明治30年2月に許された「准紫房」が正式なものであることから、それを強調しがちだった。事実、吉田司家文書の『本朝相撲の司吉田家』でも15代庄之助に准紫房は「明治31年に」（明治30年：本稿注）許されたと書いている。明治23年に准紫房を黙許で使用していたことはまったく述べられていない。横綱土俵入りのときという特別許可で始まったが、それ以外でも常時使用されるようになっていく。明治30年2月に正式な許しが出ているが、それは現状を追認したに過ぎない。正式な許しが出た明治30年を准紫房の始まりと見るか、黙許であったが明治23年から始まっていたと見るかは、解釈の違いであり、どちらも正しい。そのことを指摘しておきたい。

6. 紫は禁色か

江戸時代の服制では紫は禁色だったので、行司はその紫を許されなかったという³³。そう記述してある文献をいくつか示す。

- (1) 古川三樹著『江戸時代の大相撲』（昭和17年）

「服制の厳しかった徳川時代には、行司の用いる団扇は緋房が最上級であって、紫は禁色であった。」(p.122)

寛延2年8月の木村庄之助の免状に「紫紐」の許しがないのは、紫が禁色だったからという趣旨のことが記述されている。当時、それに次ぐ色は「紅」だったので、「紅紐」が許されているという。

(2) 橋岡智・花坂吉兵衛共著『相撲講本』(昭和10年)

「この紫は禁色であり、ほしのままに着用すべきものではなかったのである。
(中略) 団扇の紐紫白を吉田家より授くるということは、15代木村庄之助へ
明治31年に初めて遣ったことで、思うに徳川時代服制の厳しかった時は、
到底なし得るところでなかったのを、(後略)」(p.655)

15代庄之助に紫白房が初めて許されたようになってはいるが、これは、もちろん、誤りである。しかも、「明治31年」というのも誤りである。明治30年が正しく、許された房色も「准紫」だった。この引用で指摘したかったのは、「徳川時代服制が厳しく」紫房の使用が難しかったということである。江戸時代には、あたかも「紫房」(「紫白房」を含む)がまったく許されなかったように書かれているが、実は、それに反して「紫白房」は許されていた。これはすでに見てきたとおりである。

(3) 吉田長孝著『原点に還れ』(平成22年)

「江戸時代は吉田追風家門弟である木村庄之助には、軍配の総の色は緋総「深紅色」を授与していた。当時、紫総は禁色で、吉田追風家の団扇にだけ認められていた。その後、明治三十一年、十五代木村庄之助に対し二十三世追風善門が初めて紫分の団扇として紫総を授与し、それ以降今日に至っている。」(p.135)

この記述でも、「紫房」は禁色となっている。それが真実でないことは、これまで見てきた。江戸時代の庄之助や伊之助の中には何人か「紫白房」を許されている。紫色に続く「深紅色」を授与していることから、この紫房というのは実際は「准紫房」と「紫白房」の二種ということになる。「総紫」は江戸時代には授与されていない。25世吉田追風(著者)がなぜ江戸時代、「紫白房」が許されていなかったと書いているのか、不思議である。

9代、12代、13代庄之助が「紫白房」を許されていた。その事実を見落としていたのだろうか。それとも本当に「紫白房」はなかったと思っていたのだろうか。

この記述にはまた、これまでも指摘してきたように、他にも明らかな誤りがある。繰り返しになるが、それを示しておく。

- 誤りの訂正
 - (a) 15代庄之助に授与されたのは「准紫」である。「総紫」ではない。
 - (b) 授与されたのは明治30年である。15代庄之助は30年9月に亡くなっている。
 - (c) 「准紫」が廃止され、木村庄之助の房が「総紫」になったのは、明治43年である。

江戸時代に禁色とされていた「紫」を許された行司を何人が示しておく。

(1) 吉方兵庫

木村喜平次著『相撲家伝鈔』（正徳4年）に「無官の行司は真紅なり。摂州大坂吉方兵庫などの如く官位成の行司は紫を用いる也」とある³⁴。吉方兵庫は元禄・享保の頃の行司で、当時、「紫房」を使用している。この「紫房」が総紫なのか、他の色の糸が混じったものなのかは不明だが、「紫房」を使用していたのは確かである。少なくとも元禄・享保の頃にすでに紫糸が使用されている。吉方兵庫の出自は不明だが、行司の身分である。紫が禁色なら許されないはずだが、「官位」となったことでそれを許されている。その官位がどういうものかはわからないが、皇室と結びつく身分ではないはずだ。それなのに、紫を許されている。

(2) 木村玉之助の紫房免許

古河三樹著『江戸時代の大相撲』(p.325)に文化5年9月、大阪行司の木村玉之助に授与された免許状の写しが掲載され、その中に「紫紐」が許されている³⁵。これが実際の免許状の写しかどうかは確認できないが、禁色の「紫」が許されたことになる。他の色が混じっていることを示す「紫打交紐」や「紫白打交紐」という表現にはなっていない。これから察すれば、「総紫」となるが、実際はそうでないかもしれない。他の色が混じった紫だったが、「紫」と表現しているかもしれない。もし「総紫」であるなら、江戸時代でもそれが許されたことになり、本稿は修正しなければならない³⁶。

- (3) 9代、12代、13代庄之助、それに6代伊之助は「紫白房」を許されている。総紫や「准紫」でないことは確かだが、禁色の紫であることは確かである。古河三樹著『江戸時代の大相撲』によれば、「紫白」も禁色である。なお、明治時代に入っては、14代庄之助の紫白が許されているが、15代庄之助には一段上の准紫が許されている。その後は、明治43年5月に行司装束改正があり、総紫になっている³⁷。

(4) 吉田追風

吉田追風は司家の当主だが、もともとは行司である。勸進相撲が出現する以前から「紫房」を許されている。寛政3年6月の上覧相撲でも紫房を使用している。これは成島峰雄著『すまゑご覧の記』でも確認できる。禁色の紫を許されるほど身分の高い出自だったのだろうか。その「紫」がどういう類の紫だったのかは不明である。つまり、総紫なのか、准紫なのかはわからない。いずれにしても、禁色の紫を許されていたのだから、それに相応しい身分だったに違いない。残念ながら、私にはそれを判別する知識がない。

元禄・享保の頃から江戸末期まで禁色の紫が許されていることから、行

司はあえてその服制に従わなかったのか、何らかの条件下であればそれを使用できたのか、不明である。

私は服制に関する知識が乏しいため、その服制がどの程度厳しいものだったのか、また何らかの条件下では紫を使用できたのか、わからない。本稿では、禁色に反して、紫白房を許された行司が何人かいるため、問題提起のつもりで取り上げることにした。

7. 今後の課題

本稿では12代庄之助から15代庄之助までの紫房について述べてきたが、まだ解決すべき問題点があることも確かである。そのいくつかを示し、今後の課題としておきたい。

- (1) 9代庄之助の紫房について『角觚詳説活金剛伝』では「紫打交紐」とあるが、打交ぜた糸は何色だったのだろうか。本稿では「白糸」だとしているが、それは間違いないだろうか。たとえば、「紅糸」ということはありえないだろうか。大橋新太郎編『相撲と芝居』（博文館、明治33年、p.43）に紫と朱（紅）が混じった「紫朱房」または「紫紅房」のことが書いてあるが、そのような房が本当に存在していたのだろうか。寛政3年6月上覧相撲では四本柱を紫と紅色で巻いている。四本柱の色と房の色とは別物だが、本稿では紫に朱色の混じった房を否定している。それは正しいだろうか。
- (2) 12代庄之助は紫を許されたと指摘したが、その証拠となっているのは一枚の錦絵だけである。他に証拠となる錦絵や文字資料がないか調べる必要がある。文字資料はないかもしれないが、錦絵なら見つけられるかもしれない。最高位の在位期間が約10年あるし、そのあいだに何枚か描かれていた可能性があるからである。

- (3) 13代庄之助が紫白房を許されていたことは確かだが、本稿では准紫房は許されていないとしている。明治時代の新聞記事の中には准紫房の使用を認めている記述もあるが、それが真実に即した記述なのか、改めて検討する必要がある。本稿と違って、13代庄之助が准紫房を許されていたとすると、初めての庄之助となる。これまでは15代庄之助が初めてだとなっている。准紫房を初めて許されたのが13代庄之助なのか、それとも15代庄之助なのか、大きな問題である。
- (4) 14代庄之助が紫白房を許されたのは、「御請書」に基づき、明治16年1月だとしているが、それが事実かどうかが検討する必要がある。首席になった明治14年1月から16年1月のあいだに紫白房を黙許で使用していなかったのかどうかははっきりしない。この行司が紫白房を許されたことは確かだが、いつそれが許されたかを調べることである。
- (5) 15代庄之助は明治23年から30年まで准紫房を黙許で使用していたとしているが、それが事実かどうかが調べる必要がある。また、横綱土俵入りだけでなく、常時それを使用したいのか、それを裏づける証拠をもっと調べる必要がある。黙許の期間が長すぎるのである。さらに、なぜ15代庄之助になって、これまでの紫白房と違い、准紫房を初めて許したのだろうか。本稿ではそれについて何も触れていないが、何か理由があるはずである。
- (6) 江戸時代の服制によると、紫は禁色であり、行司の房色でもそれを使用できなかつたときどき文献に述べてある。しかし、行司の中には紫白房を許されたものがある。総紫でなければ使用できたのかと問いたくなるが、そのような条件について文献では明確に述べていない。吉方兵庫、木村玉之助、吉田追風等の紫房は文字通り総紫だったのだろうか。立行司の紫白

房は禁色の紫に反しているのだろうか、そうでないだろうか。禁色だった紫と立行司の紫白房については今後追究する必要がある。

それぞれの立行司についてももう少し調べる必要のある課題を示したが、もちろん、視点の置き方によって他にも課題はあるに違いない。そもそも、立行司はいつ紫白房を許されたのか、なぜその年月なのか、それさえもまだわからない。これも今後、解決したい課題である。

注

- 1 本稿の執筆段階で大相撲談話会の多田真行さんから貴重なコメントをいただいた。また、40代式守伊之助と江戸時代の紫房を語り合っていたとき、12代木村庄之助が紫房で描かれている錦絵があることを知った。お二人に改めて感謝の意を表しておきたい。
- 2 江戸時代の最高位の行司を立行司と呼ぶことはなかったはずだが、本稿では便宜上、立行司という呼称を使っている。立行司という呼称は明治28年の新聞記事（『読売新聞』の「西ノ海・鳳凰の勝負に付き大紛議」〈明治28年6月13日〉）でも見ているが、それ以前からきつと使われていたに違いない。いつ頃、立行司の呼称が使われ出したかに関心はあるが、それを深く追求したことはない。江戸時代の文献ではその言葉を見た記憶がないが、たまたま見えていないだけかもしれない。
- 3 行司の代数は『大相撲人物大事典』（ベースボール・マガジン社、2001）の「行司の代々」（pp.685-706）に基づく。
- 4 本稿ではしばしば、木村庄之助を庄之助、式守伊之助を伊之助と簡略化して表す。
- 5 拙著でもこれまで12代庄之助の紫白房にはまったく触れたことがない。文字資料や錦絵で紫房を確認できなかったからである。
- 6 本稿では、実際は、准紫と紫白の二種だけが重要である。総紫は正式には明治43年5月以降に出現しているし、半々紫白もおそらく明治末期から大正期にかけて出現しているからである。15代庄之助までは准紫しか許されていない。16代木村庄之助も「准紫」を許されていたが、明治43年5月から「総紫」になった。実際は、42年頃にも総紫を使用していたかもしれない。文献の中には15代庄之助に「総紫」が許されたと記述してあるが、それは白糸が2、3本混じった「准紫」の間違いである。明治時代の新聞では13代庄之助にも「准紫」が許されたという記事がときおり見られるが、本稿ではそれを否定している。江戸時代に准紫を許されたとする文字資料はまだ見つからない。なお、錦絵では紫房の異種を見分けることはできない。どの異種の紫房であっても、同じ「紫色」に見えるからである。

- 7 写本の執筆より前に紫白房は許されていたはずで、出版前に許されていたことは確かである。許された年月の確認はまだできていない。錦絵の年月を確認できれば、その頃の本場所がいつ行われていたかをある程度確認できるが、錦絵そのものがかなり少ない。参考までに記しておく、紫と緋（朱または紅）を混ぜた房のことが大橋新太郎編『相撲と芝居』（博文館、明治33年、p.43）に書いてある。これが真実であれば、紫白以外にも「紫朱房」があったことになる。「紫朱房」は「紫白房」の誤記ではないかと思ひ、そのような房をこれまで認めてこなかったし、今でも認めていない。しかし、その真偽は検討する必要があるかもしれない。なお、本稿では朱房のことを「緋房」または「紅房」と表すこともある。以前は「房」を「総」と表すこともあったので、引用でも元の「総」を「房」に変えてあることもある。
- 8 この錦絵は弘化4年（1847）から嘉永3年（1850）となっている。描かれた正確な年月はまだ特定できていない。錦絵「秀ノ山雷五郎横綱土俵入之図」（三代豊国画）が二つあり（『大相撲錦絵』、pp.106-7）、そのうちの一つには木村庄之助は朱で描かれている（「秀ノ山」となっている）。もう一つには式守伊之助（5代）が朱で描かれている。秀ノ山は弘化2年9月に横綱になっているので、錦絵「秀ノ山と剣山の取組」はそれより後に描かれているに違いない。朱房から紫房になるのが自然だからである。描かれた正確な年月は不明だが、この錦絵で重要なことは、12代木村庄之助が紫で描かれているということである。錦絵の紫房は使いすぎた朱房が変化ししたれた黒みの色というより、新しい房の薄紫色である。朱のすたれた色でなければ、紫として判断するのが自然である。
- 9 具体的には、西ノ海が横綱になってからである。横綱推挙は明治23年3月だが、本場所は5月である。横綱土俵入りで「准紫」を使用しているが、それは正式な手続きではなく、黙許となっている。黙許ではあるが、協会と吉田司家とのあいだでは何らかの交渉があったに違いない。明治23年5月頃の新聞記事に「准紫」を横綱土俵入りで使用したことは見られる。
- 10 もしこの錦絵の木村庄之助（12代）の紫が事実に対して描かれているとすると、もちろん、事実は朱であることになる。したがって、12代庄之助は紫を許されていないことになる。錦絵にしろ、文字資料にしろ、紫房を裏づける証拠が他にも欲しいところだ。12代庄之助は嘉永6年2月に引退している。嘉永3年から6年2月のあいだに描かれた錦絵が見つかり、それに木村庄之助が朱であれば、紫房は引退するまで許されていなかったことになるはずだ。本稿では、そういうことにはならないという立場である。
- 11 12代庄之助は弘化2年2月から嘉永6年2月まで約10年間も立行司を務めているので、錦絵が見つかる可能性はある。私がおの錦絵を見落としているのかもしれない。また、錦絵が見つかって、その描かれた年月を確定することは難しいことがある。12代庄之助は最初から紫白房を許されていないはずだ。当時はそのようなしきたりではなかったからである。勤めている途中で紫白房を許されたなら、その年月をまず確

- 認しなければならない。紫で描かれている錦絵があり、それが事実を描いているのであれば、12代庄之助は間違いなく紫白房を許されていたことになる。残るのは、常時許されていたか、特定の状況でのみ許されていたかを調べることである。
- 12 本稿では読みやすさを考慮し、引用文の文体や語句を書き換えることがある。正確さを期すのであれば、出典に直接当たることを勧める。そのことを強調しておきたい。
- 13 新聞では「西の海」となっているが、番付では「西ノ海」となっている。力士の名称を書くとき、本稿でも必ずしも番付どおりになっていない。特に漢字は書き換えることがある。もし正確を期すのであれば、番付で確認することを勧める。
- 14 吉田司家の文書「故実相伝又ハ免許スキキ条目」には「团扇紐紫白打交」（明治15年6月13日付）とあることから、明治15年には「紫白房」が許されている。おそらく、その当時まで、「准紫房」は許されていなかったに違いない。これが正しい解釈だとすれば、13代庄之助は「准紫房」を許されていないことになる。もし許されていたとすれば、正式な免許ではなく、「黙許」であろう。吉田司家が当時、「准紫房」を黙許でも許していたかどうか、疑問である。
- 15 横綱土俵入りを引くには草履が最低条件だと思っているが、横綱雲龍と不知火(光)の頃は紫房が重要だったらしい。両横綱を引く行司の房色に差別をなくしたかったからかもしれない。その辺の事情は深く調べてないので、間違った指摘をしているかもしれない。
- 16 この「御請書」は荒木精之著『相撲道と吉田司家』（pp.126-8）や吉田長孝著『原点に還れ』（pp.34-6）に掲載されている。また、拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第3章「行司と草履」や『大相撲立行司の軍配と空位』の第3章「文字資料と錦絵」（pp.82-3）でも紹介されている。
- 17 推測の域を出ないが、横綱土俵入りのときだけ、紫白房に使用を黙許で許されていたかもしれない。そうであれば、取組を描いている錦絵では朱房ということになる。その辺はまだ確認していない。
- 18 木村庄五郎（のちの木村瀬平）は明治15年7月に朱房を許されている（『時事新報』の「故木村瀬平の経歴」（明治38年2月6日）が、木村誠道（のちの16代庄之助）は明治18年に（朱房を）許されている（『読売新聞』の「16代木村庄之助の履歴」（明治30年12月18日））。
- 19 拙著『大相撲立行司の名跡と総紫』の第6章を参照。
- 20 7代式守伊之助は明治16年1月に式守伊之助を襲名している。それ以前は式守鬼一郎を名乗っていた。御請書は明治15年7月4日付なので、翌年1月の本場所から朱房を許されたことになる。6代式守伊之助が13年9月に亡くなっているが、第2席だった鬼一郎はその前から朱房を使用していたかもしれない。実際に朱房を使用していたなら、御請書はそれを追認しただけということになる。そうであれば、朱房の使用は黙許だった可能性もある。6代式守伊之助が明治16年以前、どの房色を使用していたかは調べる必要がある。その房色がどの色だったかにより、御請書の朱房の取り扱い

もおのずと違ってくる。

- 21 伊之助が首席になった例はもう一つある。明治31年1月場所番付で、8代伊之助は首席になっている（死跡）。次席は16代庄之助である。8代伊之助は30年12月に亡くなっている。明治43年5月まで、木村庄之助は首席だという規定がなかったことになる。慣例上、庄之助が伊之助より優位の位置にあっただけである。この優位性は吉田司家も認めている（『東京朝日新聞』の「行司木村家と式守家」〈明治41年5月19日〉）。
- 22 この錦絵とよく似た画題「勇力御代之栄」という錦絵がある。木村庄之助は紫房である。描かれた年月は登場する楯山と梅ヶ谷の力士名から明治16年から17年のあいだと推測されるが、明治14年5月の錦絵「豊歳御代之栄」を改作したものである。二つの錦絵で同じ紫房で描かれていることから、14代木村庄之助は明治14年5月頃、紫房を許されていたかもしれない。この行司は明治14年1月に首席になったので、その頃に紫房を許されたかもしれない。「御請書」より約1年前である。そうすると、黙許だったことになる。明治16年以降の錦絵でも朱房がよく見られるので、それ以前に描かれた紫房ももう少し吟味する必要がある。なお、錦絵「勇力御代之栄」に関しては、拙著『大相撲立行司の軍配と空位』の第3章「文字資料と錦絵の末尾」に「追記：「勇力御代之栄」について」（pp.94-5）として少し解説してある。
- 23 14代庄之助が登場する錦絵と出典は、たとえば拙著『大相撲立行司の名跡と総紫』の第2章でいくつか提示されている。錦絵そのものではなく、錦絵のリストである。
- 24 明治17年の天覧相撲を描いた錦絵ではほとんどすべて、14代庄之助は朱房で描かれている。これは不思議である。「御請書」で紫白房を許されているのに、その紫白房で描かれていないからである。
- 25 「御請書」を本物だと判断しているが、それに記されている房色がいつから使用されていたかとなると、その判断は難しい。「黙許」でその房色を以前から使用していたかもしれないからである。その場合はもちろん、「御請書」はその房色を追認しただけということになる。いつから紫房を黙許で使い出したかを知ることはかなり難しい。横綱土俵入り以外でも黙許という許しがあったらしいが、その「条件」が不明だからである。
- 26 横綱土俵入りで紫房、取組で朱房と決まっていれば、房色を特別な条件下で使い分けているとわかるが、14代庄之助はどのような条件下でも両方の房色で描かれている。何か理由がありそうだが、それがわからない。
- 27 「御請書」以外の資料で、紫白房がいつ許されたかがわかるような文字資料を探しているが、残念ながら、その幸運に恵まれていない。この行司について記述してある文字資料はあるが、房色がわかるような記述が見つかっていないのである。房色を記述した文字資料が見つければ、いつ紫白房を許されたのか、どういう条件下で許されたのかは容易に判断できるはずだ。また、なぜ同時期の錦絵で朱房と紫白房が両方描かれているのかもわかるかもしれない。文字資料の中に何か手掛かりがあるにもかかわらず、私がそれをたまたま見落としているかもしれない。そのように思えてならな

- い。
- 28 拙著ではこれまで15代庄之助に紫白房が許されたのは明治20年としてきたが、それは誤りで明治19年が正しいことがわかった。19年5月付の錦絵「宿禰神社祭典大相撲之図」（別冊相撲秋季号、昭和52年10月、pp.132-3）があり、それに15代木村庄之助が紫房で描かれている。同じページに錦絵「天覧角觥之図」（明治17年3月〈御届18年〉、国明画）があり、式守伊之助の房（朱）が同じ形で描かれている。塩入太輔編『相撲秘鑑』（明治19年3月、p.30）によると、15代庄之助は明治19年には朱房だが、これは本の執筆と発行年月の差によるのかもしれない。つまり、本の執筆段階では朱だったが、発行した20年の前年（つまり19年）にはすでに紫白を許されていたことになる。そうでなければ、いずれかが事実を正しく反映していないことになる。ちなみに、『相撲秘鑑』には「団扇は真紅の紐を用いるのは甚だ重きこととなりし来たりたるものにて、昔は庄之助、伊之助の二人のみなりしが、（中略）今一人に真紅の紐と草履とを許せしが、今にては前のごとく木村、式守のみなり」（p.30）と記されている。
- 29 本稿ではまったく触れないが、この『相撲大観』に記述されているように、16代木村庄之助と6代木村瀬平は二人とも「准紫房」だった。吉田長孝著『原点に還れ』にあるように、「総紫房」ではなかった。16代木村庄之助と6代木村瀬平は同じ房色だったことから、地位的には同じとみなされている。しかし、番付を見るかぎり、木村庄之助が右、木村瀬平が左にそれぞれ記載されており、木村庄之助が上位扱いになっている。番付記載にこのような差があったために、二人の房色にも実際は微妙な差があったのではないかと疑問に思ったこともある。しかし、『相撲大観』に記されているように、二人ともまったく同じ「准紫房」であることから、房色に差がなかったのである。なお、二人の行司は最初から「准紫房」を許されていないはずだ。最初は「紫白房」、のちに「准紫房」がそれぞれ許されているはずだ。私はそのように理解している。これに関しては、たとえば拙著『大相撲立行司の名跡と総紫』の第1章でも扱っている。
- 30 両著書とも肥後相撲協会編『本朝相撲の司吉田家』（大正2年）に基づいているので、同じ過ちを犯している。私は誤りだとしているが、実際はそうでないかもしれない。私が気づいていない意味があるかもしれない。なぜなら、明治30年当時の新聞記事でもこの「准紫」については取り上げているし、同年に15代庄之助が亡くなっているのも知っていたはずだからである。さらに、『本朝相撲の司吉田家』にも「明治31年」と記してある。その理由を知らないで、私は「明治31年」は「明治30年」の誤りだと指摘しているのである。
- 31 15代庄之助が明治25年当時でも横綱土俵入りのとき、准紫房を黙許で使用していたことは、『読売新聞』の「寸ある力士は太刀冠りに頭を打つ」（明治25年7月15日）でも確認できる。
- 32 西ノ海は明治23年3月に横綱を許されているが、正式な横綱土俵入りは本場所5月

である。『読売新聞』の「相撲の古格」(明治23年1月19日)には「その免許(行司免許:本稿注)は第一紫の紐房,第二緋,第三紅白にして,当時(現在:本稿注)この紫を用いるは庄之助,緋色は伊之助,(後略)とある。この記事の「紫房」は厳密には「紫白房」に違いない。23年5月以降に「准紫」が黙許されているからである。1月には西ノ海はまだ横綱を推挙されていない。推挙されたのは3月である。なお、鎗田徳之助著『日本相撲傳』(1902〈明治35年〉, pp. 45-6)にも明治23年の九州地方巡業の際,15代庄之助が西ノ海横綱土俵入りで「紫房」を許されていたことが書いてある。この「紫房」は「准紫房」に違いない。錦絵「西ノ海嘉治郎横綱土俵入之図」(春宣筆,太刀持ち・綾浪,太刀持ち・千年川,発行人・松木平吉,明治23年)があるが,その中で木村庄之助(15代)は紫房で描かれている。その紫も「准紫」に違いない。もちろん,錦絵では紫色の異種は判別できない。

- 33 その服制が江戸時代の特定の時期だけなのか,それとも江戸末期まで継続していたのかははっきりしない。紫が禁色だと唱えているのは,どちらかと言えば,立行司の行司免許状で「朱房」(厳密には「紅紐」と記載された時期について述べられているが,本稿ではあえて江戸時代末期まで続いていたと仮定する。行司の房色では江戸時代でも紫が使用されているが,力士の化粧廻しにはつい最近までも紫色を使用しない傾向があった。
- 34 酒井忠正著『日本相撲史(上)』(p.97)にも『相撲家伝鈔』からの引用がある。吉方兵庫がどのような名誉ある称号,たとえば〇〇〇守のような官位名を授与されたかは不明。行司として極めて誉れある称号を授与されようだ。
- 35 この免許状が誰によって許されているか不明である。掲載されている写しが不鮮明で字が読みづらい。本物かどうかは確かでない。その真偽は確かでなくても,「紫紐」が文化期に許されていたことが重要である。
- 36 本稿では江戸時代の行司に許された「紫房」は白糸が少し混じった「紫白房」であると主張している。「総紫房」や「准紫房」は許されていなかったとしている。ところが,この免状では「紫紐」となっている。「紫白紐」を「紫紐」と表現したと解釈しているが,文字どおりに「総紫紐」と解釈するのが正しいのだろうか。
- 37 明治時代に入っても行司の房色が「総紫」になっていないが,それが「紫は禁色」という江戸時代の服制と関係があるのかどうかはわからない。その禁制がいつ解除されたのかをまだ確認していない。明治に入って43年間も総紫になっていないのを見ると,その禁制とは無関係という気もする。なぜ准紫留まりになったのだろうか。これについては,たとえば拙著『大相撲行司の伝統と変化』の第4章「明治43年以前の紫房は紫白だった」にも少し触れている。その本を出版した頃は白糸の混じった紫を「紫白」と捉えていた。のちに,白糸の混ざり具合によって区別する必要性が生じ,准紫(真)紫白,半々紫白の三種に区別するようになった。

参考文献

雑誌や新聞等は本文の中で詳しく記してあるので、ここでは省略する。

- 荒木精之、『相撲道と吉田司家』、相撲司会、1959（昭和34年）。
- 大橋新太郎（編）、『相撲と芝居』、博文館、1900（明治33年）。
- 金指基、『相撲大事典』、現代書館、2002（平成14年）。
- 木村喜平次、『相撲家伝鈔』、1714（正徳4年）。
- 木村清九郎（編）、『今古実録相撲大全』、1885（明治18年）。
- 木村政勝、『古今相撲大全』、1763（宝暦13年）。
- 酒井忠正、『日本相撲史』(上・中)、ベースボール・マガジン社、1956(昭和31年)／1964（昭和39年）。
- 塩入太輔（編）、『相撲秘鑑』、巖々堂、1886（明治19年）。
- 『相撲』編集部、『大相撲人物大事典』、ベースボール・マガジン社、2001（平成13年）。
- 立川焉馬（撰）、『角觥詳説活金剛伝』(写本)、1828（文政11年）。
- 成島峰雄、『すまろご覧の記』、1791（寛政3年）。
- 日本相撲協会（監修）、『大相撲錦絵』（相撲博物館コレクション）、徳間書店、2017（平成29年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の伝統と変化』、専修大学出版局、2010（平成22年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の世界』、吉川弘文館、2011（平成23年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の軍配房と土俵』、専修大学出版局、2012（平成24年）。
- 根間弘海、『大相撲の歴史に見る秘話とその検証』、専修大学出版局、2013（平成25年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の房色と賞罰』、専修大学出版局、2016（平成28年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の軍配と空位』、専修大学出版局、2017（平成29年）。
- 根間弘海、『大相撲立行司の名跡と総紫房』、2018（平成30年）。
- 根間弘海、『詳しくなる大相撲』、専修大学出版局、2020（令和2年）。
- 根間弘海、『大相撲行司の松翁と四本柱の四色』、専修大学出版局、2020（令和2年）。
- 根間弘海、『大相撲の神々と昭和前半の三役行司』、専修大学出版局、2021（令和3年）。
- 肥後相撲協会（編）、『本朝相撲之司吉田家』、1913（大正2年）。
- 古河三樹、『江戸時代の大相撲』、国民体育大会、1942（昭和17年）。
- 枘岡智・花坂吉兵衛、『相撲講本』（復刻版）、誠信出版社、1978（昭和53年）／オリジナル版は1935（昭和10年）。
- 三木貞一・山田伊之助（共編）、『相撲大観』、博文館、1902（明治35年）。
- 鎗田徳之助、『日本相撲傳』、大黒屋畫舗、1902（明治35年）。
- 吉田長孝、『原点に還れ』、熊本出版文化会館、2010（平成22年）。